

仙台市水防計画修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考																														
<p>P1~5 第1章 用語の定義</p>	<p>第1章 用語の定義 (中略) 1 ~ 4 (略) <u>(新規)</u> 5 水防警報 (中略) 6 ~ 14 準重要水防箇所 15 洪水浸水想定区域 洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。 なお、水防法等の一部を改正する法律（平成27年法律第22号）（以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の水防法第14条第1項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、改正法の施行の際、現に改正法第1条の規定による改正前の水防法第14条第1項の規定により指定されている浸水想定区域は、改正法による改正後の水防法第14条第1項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなすこととされている（平成27年法律第22号附則第2条第1項）。</p>	<p>第1章 用語の定義 (中略) 1 ~ 4 (略) 5 <u>その他河川</u> <u>洪水予報河川及び水位周知河川以外の一級及び二級河川のこと。</u> 6 水防警報 (中略) 7 ~ 15 (略) 16 洪水浸水想定区域 洪水予報河川、水位周知河川及び<u>その他河川</u>※について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。 なお、水防法等の一部を改正する法律（平成27年法律第22号）（以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の水防法第14条第1項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、改正法の施行の際、現に改正法第1条の規定による改正前の水防法第14条第1項の規定により指定されている浸水想定区域は、改正法による改正後の水防法第14条第1項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなすこととされている（平成27年法律第22号附則第2条第1項）。 <u>※ 洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川（住宅等の防護対象のある河川）。</u></p>	<p>用語の追加  水防法の改正に伴う修正</p>																														
<p>P6 第4章 水防組織 第1市の 水防組織</p>	<p>第4章 水防組織 第1 市の水防組織 (中略) 1 実施機関及び任務</p> <table border="1" data-bbox="299 1191 1192 1466"> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">水防管理者（市長）</td> <td>担当局区等</td> <td>業務</td> </tr> <tr> <td>危機管理局</td> <td>各局・区の連絡調整、気象情報・災害情報等の収集伝達、防災指令の伝達、災害対策本部の設置運営</td> </tr> <tr> <td>消防局</td> <td>災害情報の収集伝達、被害状況の把握、救急救助の災害活動及び部隊運用、警戒防御、避難の勧告及び誘導、人命救助、被害情報等の収集伝達</td> </tr> <tr> <td>経済局</td> <td>用排水施設に関すること（ため池含む）</td> </tr> <tr> <td>建設局</td> <td>排水施設の管理及び操作 一級河川綱末川の全部及び二級河川梅田川の一部、並びに準用河川普通河川の施設に関すること</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>災害情報の収集・伝達、区災害対策本部の設置・運営</td> </tr> <tr> <td>避難所担当課</td> <td>避難所開設・運営</td> </tr> </table> <p>(以下略)</p>	水防管理者（市長）	担当局区等	業務	危機管理局	各局・区の連絡調整、気象情報・災害情報等の収集伝達、防災指令の伝達、災害対策本部の設置運営	消防局	災害情報の収集伝達、被害状況の把握、救急救助の災害活動及び部隊運用、警戒防御、避難の勧告及び誘導、人命救助、被害情報等の収集伝達	経済局	用排水施設に関すること（ため池含む）	建設局	排水施設の管理及び操作 一級河川綱末川の全部及び二級河川梅田川の一部、並びに準用河川普通河川の施設に関すること	区役所	災害情報の収集・伝達、区災害対策本部の設置・運営	避難所担当課	避難所開設・運営	<p>第4章 水防組織 第1 市の水防組織 (中略) 1 実施機関及び任務</p> <table border="1" data-bbox="1512 1191 2405 1466"> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">水防管理者（市長）</td> <td>担当局区等</td> <td>業務</td> </tr> <tr> <td>危機管理局</td> <td>各局・区の連絡調整、気象情報・災害情報等の収集伝達、防災指令の伝達、災害対策本部の設置運営</td> </tr> <tr> <td>消防局</td> <td>災害情報の収集伝達、被害状況の把握、救急救助の災害活動及び部隊運用、警戒防御、避難誘導、人命救助、被害情報等の収集伝達</td> </tr> <tr> <td>経済局</td> <td>用排水施設に関すること（ため池含む）</td> </tr> <tr> <td>建設局</td> <td>排水施設の管理及び操作 一級河川綱末川の全部及び二級河川梅田川の一部、並びに準用河川普通河川の施設に関すること</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>災害情報の収集・伝達、区災害対策本部の設置・運営</td> </tr> <tr> <td>避難所担当課</td> <td>避難所開設・運営</td> </tr> </table> <p>(以下略)</p>	水防管理者（市長）	担当局区等	業務	危機管理局	各局・区の連絡調整、気象情報・災害情報等の収集伝達、防災指令の伝達、災害対策本部の設置運営	消防局	災害情報の収集伝達、被害状況の把握、救急救助の災害活動及び部隊運用、警戒防御、避難誘導、人命救助、被害情報等の収集伝達	経済局	用排水施設に関すること（ため池含む）	建設局	排水施設の管理及び操作 一級河川綱末川の全部及び二級河川梅田川の一部、並びに準用河川普通河川の施設に関すること	区役所	災害情報の収集・伝達、区災害対策本部の設置・運営	避難所担当課	避難所開設・運営	<p>記載の適正化</p>
水防管理者（市長）	担当局区等		業務																														
	危機管理局		各局・区の連絡調整、気象情報・災害情報等の収集伝達、防災指令の伝達、災害対策本部の設置運営																														
	消防局		災害情報の収集伝達、被害状況の把握、救急救助の災害活動及び部隊運用、警戒防御、避難の勧告及び誘導、人命救助、被害情報等の収集伝達																														
	経済局		用排水施設に関すること（ため池含む）																														
	建設局		排水施設の管理及び操作 一級河川綱末川の全部及び二級河川梅田川の一部、並びに準用河川普通河川の施設に関すること																														
	区役所		災害情報の収集・伝達、区災害対策本部の設置・運営																														
	避難所担当課	避難所開設・運営																															
水防管理者（市長）	担当局区等	業務																															
	危機管理局	各局・区の連絡調整、気象情報・災害情報等の収集伝達、防災指令の伝達、災害対策本部の設置運営																															
	消防局	災害情報の収集伝達、被害状況の把握、救急救助の災害活動及び部隊運用、警戒防御、避難誘導、人命救助、被害情報等の収集伝達																															
	経済局	用排水施設に関すること（ため池含む）																															
	建設局	排水施設の管理及び操作 一級河川綱末川の全部及び二級河川梅田川の一部、並びに準用河川普通河川の施設に関すること																															
	区役所	災害情報の収集・伝達、区災害対策本部の設置・運営																															
	避難所担当課	避難所開設・運営																															

<p>P11 第6章 堰堤、水こう門等の操作及びダムの管理 第3章 仙台市が管理する堰堤、水こう門、排水機及びダム</p>	<p>第6章 堰堤、水こう門等の操作及びダムの管理 (中略) 第1～第2 (略) 第3 仙台市が管理する堰堤、水こう門、排水機及びダム 1 堰堤、水こう門</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>用途</th> <th>管理者</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">七北田川</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>宝堰</td> <td>泉区松森字堰場内</td> <td>農業用水の取水</td> <td rowspan="2">宝堰加瀬溜井管理組合 (多賀城市市民経済部 農政課)</td> <td>368-1804</td> </tr> <tr> <td>霧蛇測樋管</td> <td>宮城野区岩切字千刈田内</td> <td>農業用水(取水)排水 雨水排水路への逆流防止</td> <td>255-6951</td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先	七北田川	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	宝堰	泉区松森字堰場内	農業用水の取水	宝堰加瀬溜井管理組合 (多賀城市市民経済部 農政課)	368-1804	霧蛇測樋管	宮城野区岩切字千刈田内	農業用水(取水)排水 雨水排水路への逆流防止	255-6951	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	<p>第6章 堰堤、水こう門等の操作及びダムの管理 (中略) 第1～第2 (略) 第3 仙台市が管理する堰堤、水こう門、排水機及びダム 1 堰堤、水こう門</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>用途</th> <th>管理者</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">七北田川</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>宝堰</td> <td>泉区松森字堰場内</td> <td>農業用水の取水</td> <td rowspan="2">宝堰加瀬溜井管理組合 (多賀城市都市産業部産業振興課)</td> <td>368-1141</td> </tr> <tr> <td>霧蛇測樋管</td> <td>宮城野区岩切字千刈田内</td> <td>農業用水(取水)排水 雨水排水路への逆流防止</td> <td>368-1141</td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先	七北田川	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	宝堰	泉区松森字堰場内	農業用水の取水	宝堰加瀬溜井管理組合 (多賀城市都市産業部産業振興課)	368-1141	霧蛇測樋管	宮城野区岩切字千刈田内	農業用水(取水)排水 雨水排水路への逆流防止	368-1141	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	<p>組織改正に伴う修正</p>
河川名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先																																																				
七北田川	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)																																																				
	宝堰	泉区松森字堰場内	農業用水の取水	宝堰加瀬溜井管理組合 (多賀城市市民経済部 農政課)	368-1804																																																				
	霧蛇測樋管	宮城野区岩切字千刈田内	農業用水(取水)排水 雨水排水路への逆流防止		255-6951																																																				
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)																																																				
河川名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先																																																				
七北田川	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)																																																				
	宝堰	泉区松森字堰場内	農業用水の取水	宝堰加瀬溜井管理組合 (多賀城市都市産業部産業振興課)	368-1141																																																				
	霧蛇測樋管	宮城野区岩切字千刈田内	農業用水(取水)排水 雨水排水路への逆流防止		368-1141																																																				
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)																																																				
<p>P16 第8章 河川の巡視</p>	<p>第8章 河川の巡視 (中略) また、巡視責任者は必要により河川管理者、建設局河川課、下水道北管理センター、下水道南管理センター、都市整備局開発調整課、経済局農林土木課、その他関係機関の協力を得て合同で実施できるものとする。 (以下略)</p>	<p>第8章 河川の巡視 (中略) また、巡視責任者は必要により河川管理者、建設局河川課、下水道北管理センター、下水道南管理センター、都市整備局宅地保全課、経済局農林土木課、その他関係機関の協力を得て合同で実施できるものとする。 (以下略)</p>	<p>組織改正に伴う修正</p>																																																						
<p>P18 第9章 水位の観測 第1章 量水標等観測者及び通報先</p>	<p>第9章 水位の観測 (中略) 第1～第2 (略) 表1 (略) 表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測場所</th> <th>観測テレメータ名 (管理者)</th> <th>量水標等観測者 (通報担当者)</th> <th>通報先</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名取川 茂庭字人来田</td> <td>余方観測所 (国土交通省)</td> <td>茂庭出張所 又は生出分団</td> <td>太白消防署を通じ 消防局(指令課)へ</td> <td>余方観測所のテレメータ等の情報をもとに観測し、随時通報先に通報すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 観測は、観測時刻を明確にし、毎時観測するものとする。氾濫注意水位(警戒水位)及び最高水位は、特に重視観測するものとし、増減水量の激変その他の状況については、随時その様子を速報すること。 備考2 表2は<u>仙台市が定めるものであり</u>、人来田地区にテレメータが無い場合、近傍に設置されている余方観測所との相関をもとに各水位を設定したものである。</p>	観測場所	観測テレメータ名 (管理者)	量水標等観測者 (通報担当者)	通報先	備考	名取川 茂庭字人来田	余方観測所 (国土交通省)	茂庭出張所 又は生出分団	太白消防署を通じ 消防局(指令課)へ	余方観測所のテレメータ等の情報をもとに観測し、随時通報先に通報すること。	<p>第9章 水位の観測 (中略) 第1～第2 (略) 表1 (略) 表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測場所</th> <th>観測テレメータ名 (管理者)</th> <th>量水標等観測者 (通報担当者)</th> <th>通報先</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名取川 茂庭字人来田</td> <td>余方観測所 (国土交通省)</td> <td>茂庭出張所 又は生出分団</td> <td>太白消防署を通じ 消防局(指令課)へ</td> <td>余方観測所のテレメータ等の情報をもとに観測し、随時通報先に通報すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 観測は、観測時刻を明確にし、毎時観測するものとする。氾濫注意水位(警戒水位)及び最高水位は、特に重視観測するものとし、増減水量の激変その他の状況については、随時その様子を速報すること。 備考2 表2は、人来田地区にテレメータが無い場合、近傍に設置されている余方観測所との相関をもとに各水位を<u>宮城県が計算したものである</u>。</p>	観測場所	観測テレメータ名 (管理者)	量水標等観測者 (通報担当者)	通報先	備考	名取川 茂庭字人来田	余方観測所 (国土交通省)	茂庭出張所 又は生出分団	太白消防署を通じ 消防局(指令課)へ	余方観測所のテレメータ等の情報をもとに観測し、随時通報先に通報すること。	<p>記載の適正化</p>																																		
観測場所	観測テレメータ名 (管理者)	量水標等観測者 (通報担当者)	通報先	備考																																																					
名取川 茂庭字人来田	余方観測所 (国土交通省)	茂庭出張所 又は生出分団	太白消防署を通じ 消防局(指令課)へ	余方観測所のテレメータ等の情報をもとに観測し、随時通報先に通報すること。																																																					
観測場所	観測テレメータ名 (管理者)	量水標等観測者 (通報担当者)	通報先	備考																																																					
名取川 茂庭字人来田	余方観測所 (国土交通省)	茂庭出張所 又は生出分団	太白消防署を通じ 消防局(指令課)へ	余方観測所のテレメータ等の情報をもとに観測し、随時通報先に通報すること。																																																					
<p>P24 第11章 避難情報の発令</p>	<p>第11章 避難情報の発令 (中略) 第1 避難情報の発令対象河川 避難情報の発令対象河川は、洪水浸水想定区域が本市域にかかる洪水予報河川及び水位周知河川を基本とする。 第2 避難情報の発令基準 仙台市地域防災計画に定める避難情報の発令基準は次のとおりである。</p>	<p>第11章 避難情報の発令 (中略) 第1 避難情報の発令対象河川 避難情報の発令対象河川は、洪水浸水想定区域が本市域にかかる洪水予報河川、水位周知河川及び<u>その他河川(中小河川)</u>を基本とする。<u>また、ダム管理者が示す浸水想定図にかかるダム下流河川を基本とする。</u> 第2 避難情報の発令基準 仙台市地域防災計画に定める避難情報の発令基準は次のとおりである。</p>	<p>中小河川及びダムの緊急放流に伴う発令基準追加に伴う修正</p>																																																						

<b>P24</b> <b>第11章</b> <b>避難情報の発令</b>	<b>避難情報の種別</b>	<b>発令基準</b>										
	<b>高齢者等避難</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準観測所における水位が避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合</li> <li>氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合</li> </ul>										
	<b>避難指示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準観測所における水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合</li> <li>氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合</li> </ul>										
	<b>緊急安全確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫が発生するおそれが高まった場合</li> <li>異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合</li> <li>氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>その他氾濫の発生が確認された場合</li> </ul>										
				洪水（洪水予報河川・水位周知河川等）	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合</li> <li>氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準観測所における水位が、氾濫危険水位に達し、なお上昇のおそれがある場合</li> <li>氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫が発生するおそれが高まった場合</li> <li>異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合</li> <li>氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合</li> <li>その他氾濫の発生が確認された場合</li> </ul>				
				対象地域		○洪水浸水想定区域（水防法第14条）を基本とする。						
				洪水（その他河川（中小河川））	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸透、侵食による堤防の変状が発見され、かつ洪水キキクル（気象庁ホームページ洪水警報の危険度分布）でうす紫が表示されている場合</li> <li>浸透、侵食による堤防の異常な変状が確認された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水位が氾濫開始水位に到達するおそれがある場合。（危機管理型水位計が設置されている場合に限る。）</li> <li>異常な浸透、侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合</li> <li>その他氾濫の発生が確認された場合</li> </ul>					
				対象地域		○洪水浸水想定区域（水防法第14条）を基本とする。						
				洪水（ダム下流）	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム管理者より、緊急放流（異常洪水時防災操作）等を行う可能性に関する通知を受けた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム管理者より、緊急放流（異常洪水時防災操作）等を行う事前通知を受けた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム管理者より、緊急放流（異常洪水時防災操作）開始等の通知を受けた場合</li> </ul>				
				対象地域		○ダム管理者が示すダム下流浸水想定図を基本とする。						
												中小河川における発令基準追加に伴う修正
												中小河川における発令基準追加に伴う修正
											ダムの緊急放流に伴う発令基準追加に伴う修正	

P25  
第11章  
避難情報の発令

第3 氾濫危険水位等一覧

河川名	河川の位置付け				観測所名	所在地	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)	計画高水位	0点高(TP)	河川管理者	量水標管理者
	洪水予報	水位周知	水防警報	その他										
名取川	○		○		名取橋	仙台市太白区大野田橋本	5.50	6.50	8.30	9.20	10.190	-0.50	国土交通省	仙台河川国道事務所
			○		閑上第二	名取市閑上字町	1.50	2.00	-	-	3.187	-0.20		
				○※1	余方	名取市高館形熊野堂字余方川端	2.50	5.00	5.12 <sup>※1</sup>	6.77 <sup>※1</sup>	-	24.37	宮城県	
増田川		○	○		上増田	名取市飯野坂1	1.20	1.70	2.00	2.50	3.00	1.38	宮城県	仙台地方ダム総合事務所
(中略)														
砂押川		○	○		八幡橋	多賀城市八幡3-4-7	1.10 <sup>※4</sup> -(1.40)-	1.40 <sup>※4</sup> -(2.40)-	2.40 <sup>※4</sup> -(2.50)-	2.50 <sup>※4</sup> -(2.60)-	3.213	-0.20	宮城県	仙台土木事務所

※1 人來田地区を対象として、近傍に設置されている余方観測所との相関をもとに仙台市が設定したものである。  
※2 ~ ※4 (略)

P26  
第11章  
避難情報の発令

第4 避難情報の発令範囲及び開設避難所

避難情報の発令範囲は、洪水浸水想定区域を基本とする。

洪水浸水想定区域は附属資料19から27のとおりである。

~~避難所の開設は、洪水浸水想定区域を含む区の指定避難所を開設する。ただし、青葉区は宮城総合支所管内、太白区は秋保総合支所管内の指定避難所を除く。~~

1 避難情報の発令対象河川及び避難所開設対象区

避難情報の発令対象河川名及び避難所開設対象区は、次のとおりである。

河川名	対象区				
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区
(略)					

2 区別指定避難所

(中略)

対象区	対象指定避難所
(中略)	(中略)
太白区	芦口小学校、愛宕中学校、生出小学校、旧生出小学校赤石分校、生出中学校、 <b>大野田小学校</b> 、鹿野小学校、上野山小学校、旧坪沼小学校、 <b>郡山小学校</b> 、 <b>郡山中学校</b> 、金剛沢小学校、 <b>四郎丸小学校</b> 、太白小学校、 <b>富沢小学校</b> 、富沢中学校、 <b>中田小学校</b> 、 <b>中田中学校</b> 、 <b>長町小学校</b> 、長町中学校、長町南小学校、西多賀小学校、西多賀中学校、 <b>西中田小学校</b> 、 <b>八本松小学校</b> 、 <b>東四郎丸小学校</b> 、 <b>東長町小学校</b> 、人來田小学校、人來田中学校、 <b>袋原小学校</b> 、 <b>袋原中学校</b> 、向山小学校、茂庭台小学校、茂庭台中学校、八木山小学校、八木山中学校、八木山南小学校、 <b>柳生小学校</b> 、 <b>柳生中学校</b> 、山田中学校
(以下略)	(以下略)

第3 氾濫危険水位等一覧

河川名	河川の位置付け				観測所名	所在地	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)	計画高水位	0点高(TP)	河川管理者	量水標管理者
	洪水予報	水位周知	水防警報	その他										
名取川	○		○		名取橋	仙台市太白区大野田橋本	5.50	6.50	8.30	9.20	10.190	-0.50	国土交通省	仙台河川国道事務所
			○		閑上第二	名取市閑上字町	1.50	2.00	-	-	3.187	-0.20		
				○※1	余方	名取市高館形熊野堂字余方川端	2.50	5.00	5.12 <sup>※1</sup>	6.77 <sup>※1</sup>	-	24.37	宮城県	
増田川		○	○		上増田	名取市飯野坂1	1.70	2.00	2.50	2.70	3.00	1.38	宮城県	仙台地方ダム総合事務所
(中略)														
砂押川		○	○		八幡橋	多賀城市八幡3-4-7	1.40	2.40	2.50	2.60	3.213	-0.20	宮城県	仙台土木事務所

※1 人來田地区を対象として、近傍に設置されている余方観測所との相関をもとに基準値は、宮城県が計算したものである。  
※2 ~ ※4 (略)

第4 避難情報の発令範囲及び開設避難所

避難情報の発令範囲は、洪水浸水想定区域(水防法第14条)及びダム管理者が示すダム下流浸水想定図に示す区域を基本とする。

洪水浸水想定区域は附属資料19から28、ダム下流浸水想定図は附属資料29から30のとおりである。

1 避難情報の発令対象河川及び避難所開設対象

避難情報の発令対象河川及び避難所開設対象は、次のとおりである。

(1) 洪水予報河川・水位周知河川

~~避難所の開設は、洪水浸水想定区域を含む区の指定避難所を開設する(ただし、青葉区は宮城総合支所管内、太白区は秋保総合支所管内の指定避難所を除く)。~~

河川名	避難所開設対象区				
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区
(略)					

(2) その他河川(中小河川)

~~避難所の開設は、洪水浸水想定区域周辺の指定避難所を開設することを基本とする。~~

(3) ダム下流河川

~~避難所の開設は、ダム下流浸水想定図に示す区域の周辺の指定避難所を開設することを基本とする。~~

2 区別指定避難所

(中略)

対象区	対象指定避難所
(中略)	(中略)
太白区	芦口小学校、愛宕中学校、生出小学校、 <b>赤石文化財収蔵庫</b> (旧生出小学校赤石分校)、生出中学校、 <b>大野田小学校</b> 、鹿野小学校、上野山小学校、旧坪沼小学校、 <b>郡山小学校</b> 、 <b>郡山中学校</b> 、金剛沢小学校、 <b>四郎丸小学校</b> 、太白小学校、 <b>富沢小学校</b> 、 <b>富沢中学校</b> 、 <b>中田小学校</b> 、 <b>中田中学校</b> 、 <b>長町小学校</b> 、長町中学校、長町南小学校、西多賀小学校、西多賀中学校、 <b>西中田小学校</b> 、 <b>八本松小学校</b> 、 <b>東四郎丸小学校</b> 、 <b>東長町小学校</b> 、人來田小学校、人來田中学校、 <b>袋原小学校</b> 、 <b>袋原中学校</b> 、向山小学校、茂庭台小学校、茂庭台中学校、八木山小学校、八木山中学校、八木山南小学校、 <b>柳生小学校</b> 、 <b>柳生中学校</b> 、山田中学校
(以下略)	(以下略)

増田川及び砂押川における警戒水位暫定基準の解除に伴う修正

記載の適正化

中小河川及びダムの緊急放流に伴う発令基準追加に伴う修正

名取川水系洪水浸水想定区域図の変更に伴う修正

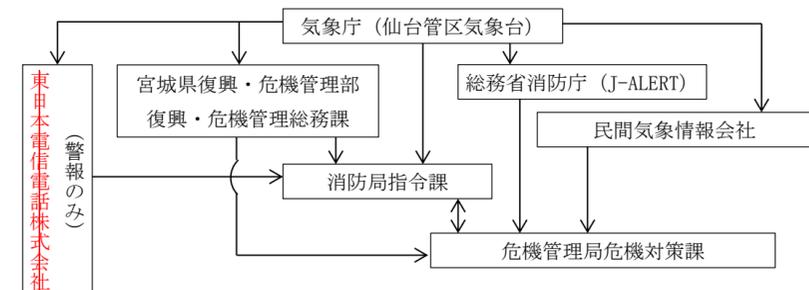
P33  
第12章 情報連絡  
第2 通信連絡系統

第12章 情報連絡

第1 (略)

第2 通信連絡系統

1 水防上必要な気象等の予報・警報の伝達系統図



2～7 (略)  
8 連絡先電話番号  
(1)～(2) (略)  
(3) 消防機関  
① 消防局署

消 防 局	234-1111	太 白 消 防 署	244-1119
青 葉 消 防 署	234-1121	長 町 出 張 所	248-9284
国 見 出 張 所	234-5241	中 田 出 張 所	241-1450
片 平 出 張 所	225-1050	八 木 山 出 張 所	229-4639
小 松 島 出 張 所	234-7266	秋 保 出 張 所	398-2632
荒 巻 出 張 所	278-5980	茂 庭 出 張 所	281-4789
宮 城 野 消 防 署	284-9211	泉 消 防 署	373-0119
高 砂 分 署	258-0900	八 乙 女 分 署	776-0119
岩 切 出 張 所	255-8249	松 陵 出 張 所	372-9955
鶴 谷 出 張 所	251-1563	高 森 出 張 所	377-1252
原 町 出 張 所	256-5732	根 白 石 出 張 所	376-8870
若 林 消 防 署	282-0119	宮 城 消 防 署	392-8119
六 郷 分 署	289-4365	熊 ヶ 根 出 張 所	393-2488
河 原 町 出 張 所	215-0015	<del>消 防 航 空 隊</del>	0223-23-7850
		仙 台 市 救 急 ス テ ー シ ョ ン	308-5119
		仙 台 市 中 央 救 急 出 張 所	295-7220

② (略)  
9 (略)

P34  
第3章 市民に対する周知方法

第3章 市民に対する周知方法

(中略)

1 高齢者等避難発令時の伝達手段

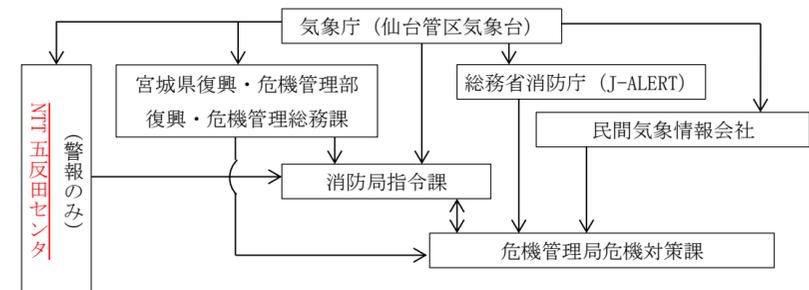
- (1)～(2) (略)  
(3) 杜の都防災Web、杜の都防災メール、市ホームページ、避難情報ウェブサイト及び市危機管理局ツイッターを活用した情報提供  
(4) 地域団体の会長等に対する対象区域内居住者への情報伝達の協力要請  
(以下略)

第12章 情報連絡

第1 (略)

第2 通信連絡系統

1 水防上必要な気象等の予報・警報の伝達系統図



2～7 (略)  
8 連絡先電話番号  
(1)～(2) (略)  
(3) 消防機関  
① 消防局署

消 防 局	234-1111	太 白 消 防 署	244-1119
青 葉 消 防 署	234-1121	長 町 出 張 所	248-9284
国 見 出 張 所	234-5241	中 田 出 張 所	241-1450
片 平 出 張 所	225-1050	八 木 山 出 張 所	229-4639
小 松 島 出 張 所	234-7266	秋 保 出 張 所	398-2632
荒 巻 出 張 所	278-5980	茂 庭 出 張 所	281-4789
宮 城 野 消 防 署	284-9211	泉 消 防 署	373-0119
高 砂 分 署	258-0900	八 乙 女 分 署	776-0119
岩 切 出 張 所	255-8249	松 陵 出 張 所	372-9955
鶴 谷 出 張 所	251-1563	高 森 出 張 所	377-1252
原 町 出 張 所	256-5732	根 白 石 出 張 所	376-8870
若 林 消 防 署	282-0119	宮 城 消 防 署	392-8119
六 郷 分 署	289-4365	熊 ヶ 根 出 張 所	393-2488
河 原 町 出 張 所	215-0015	<del>消 防 航 空 隊</del>	0223-23-7850
		仙 台 市 救 急 ス テ ー シ ョ ン	308-5119
		仙 台 市 中 央 救 急 出 張 所	295-7220

② (略)  
9 (略)

第3章 市民に対する周知方法

(中略)

1 高齢者等避難発令時の伝達手段

- (1)～(2) (略)  
(3) 杜の都防災Web、杜の都防災メール、市ホームページ、避難情報ウェブサイト、せんだい避難情報電話サービス及び市危機管理局ツイッターを活用した情報提供  
(4) 地域団体の会長等に対する対象区域内居住者への情報伝達の協力要請  
(以下略)

記載の  
適正化

記載の  
適正化

せんだい避難  
情報電話サー  
ビスの追加